

令和8年度公共ライドシェアと連携した徳之島モビリティ人材育成・地域交通  
自走化モデル構築事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

徳之島地域においては、人口減少や高齢化の進行、運転手不足等により、地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増しており、移動手段の確保が課題となっている。

このような状況を踏まえ、本町では公共ライドシェア実証運行を通じた交通空白の解消に取り組んでいるところであるが、持続可能な地域交通の実現に向けては、行政のみならず、交通事業者、地域住民等が連携し、地域全体で交通を支える体制づくりが求められている。

本業務は、国土交通省「令和8年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)」モビリティ人材・組織育成タイプを活用し、地域交通を支える人材育成、地域住民への意識醸成、交通データ活用等を実施するとともに、公共ライドシェア実証運行と連携した実践的な取組を通じて、地域主体による持続可能な地域交通の自走化モデルを構築することを目的とする。

また、本業務を通じて、地域交通を担う人材の育成、地域住民等の交通参画意識の醸成、交通データを活用した運行改善手法の定着及び地域主体による継続的な交通運営体制の構築を図るものとする。

## 2 事業概要

本事業では、公共ライドシェア実証運行と連携しながら、人材育成、地域住民への意識醸成、交通データ活用及び地域交通に関する関係者間の連携強化に取り組み、地域主体による持続可能な交通運営体制の構築を目指す。

## 3 業務概要

### (1) 業務名

公共ライドシェアと連携した徳之島モビリティ人材育成・地域交通自走化モデル構築事業

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月19日(金)まで

### (4) 契約上限額

7,931,000円(消費税及び地方消費税を含む)

#### 4 参加資格

本プロポーザルへの参加は、単独企業又は共同企業体（JV）とし、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）伊仙町一般競争（指名競争）入札参加資格登録時業者又はこれと同等の資格を有すると認められる者。
- （3）伊仙町の指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）法人格を有する者であること。
- （5）国税及び地方税に滞納がないこと。
- （6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく手続きをしていないこと。
- （7）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （9）伊仙町暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 20 日条例第 12 号）第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者であること。
- （10）鹿児島県内にて、過去 5 年以内に地域公共交通、移動支援、ライドシェア、交通計画、交通データ活用その他これらに類する業務の実績を有すること。
- （11）共同企業体（JV）の場合は、代表事業者又は構成員のいずれかが前号の実績を有し、当該実績を有する者が本業務において中核的な役割を担うこと。
- （12）共同企業体（JV）で参加する場合には、代表事業者を定めるとともに、構成員の役割分担を明記した共同企業体協定書を提出すること。共同企業体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員となること及び単独で参加することはできない。

#### 5 質問の受付及び回答

- （1）提出期限 令和 8 年 6 月 19 日（金）17 時まで
- （2）提出方法 質問書（様式第 2 号）を電子メールにより提出すること。
- （3）提出先 [isencho@po.synapse.ne.jp](mailto:isencho@po.synapse.ne.jp)
- （4）回答日 令和 8 年 6 月 24 日（水）
- （5）回答方法 伊仙町ホームページへ掲載する。

#### 6 参加表明書等の提出

- （1）提出期限 令和 8 年 6 月 29 日（月）17 時まで
- （2）提出先 伊仙町未来創生課（14 担当部署のとおり）
- （3）提出方法 電子メール
- （4）提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②会社概要書（任意様式）
- ③業務実績書（様式第4号）
- ④業務実施体制調書（様式第5号）
- ⑤共同企業体協定書（任意様式）（JVの場合のみ）
- ⑥共同企業体構成員一覧（様式第7号）（JVの場合のみ）

（5）参加資格審査結果の通知

令和8年7月1日（水）午後5時までに審査結果を電子メールで通知する。あわせて、プレゼンテーション審査日の通知を行う。なお、審査日の通知が遅れる場合は、本通知の際に電子メールで報告する。

7 企画提案書等の提出

（1）提出期限 令和8年7月7日（火）17時まで

（2）提出書類

- ①企画提案書提出届（様式第3号）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③参考見積書及び積算内訳書（任意様式）

（3）企画提案書記載事項

- ア 本業務に対する基本的な考え方
- イ 人材育成及び意識醸成に関する提案
- ウ 公共ライドシェア及び交通データ活用に関する提案
- エ 持続可能な地域交通運営体制の構築に関する提案
- オ 業務実施体制
- カ 業務スケジュール
- キ 独自提案

（4）企画提案書作成上の留意事項

- ①用紙サイズはA4判を基本とし、必要に応じてA3判の使用を認める。
- ②ページ数は表紙及び目次を除き20ページ以内とする。
- ③提案内容は、契約上限額の範囲内で実現可能な内容とすること。

（5）提出方法

- ①持参又は郵送
- ②電子メール

※両方の方法で提出すること。

（6）提出部数 紙媒体8部及び電子データ1式

## 8 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 契約上限額を超える提案を行った場合
- (4) 参加資格を満たさないことが判明した場合

## 9 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションにより審査する。

- (1) 実施予定日 令和8年7月13日（月） 伊仙町役場庁舎内にて対面方式で行う。
- (2) 内容 プレゼンテーション 20分以内  
質疑応答 10分程度
- (3) 参加人数 1事業者4名以内
- (4) 審査基準 別記審査基準による。
- (5) 最低基準点 審査委員の評価点の平均が60点未満の提案者は、順位にかかわらず受託候補者として選定しないものとする。

## 10 審査結果の通知

審査結果は電子メールにより通知する。

## 11 契約

町は優先交渉権者と契約協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。

協議が整わない場合は、次順位者と協議を行う。

## 12 その他

- (1) 提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は受託候補者選定以外の目的には使用しない。
- (5) 業務の全部又は主たる部分を第三者へ再委託してはならない。
- (6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

### 13 実施スケジュール

	項目	日程	備考
1	公募開始	令和8年6月12日(金)	伊仙町ホームページ
2	質問の受付期限	令和8年6月19日(金)17時	電子メール
3	質問への回答	令和8年6月24日(水)	伊仙町ホームページ
4	参加表明書提出期限	令和8年6月29日(月)17時	電子メール
5	参加資格審査結果通知	令和8年7月1日(水)	電子メール
6	企画提案書の提出期限	令和8年7月7日(火)17時	持参又は郵送及び電子メール
7	プロポーザル審査会	令和8年7月13日(月)	伊仙町役場3階大会議室
8	プロポーザル審査結果通知	令和8年7月15日(木)	電子メール
9	委託契約の締結	令和8年7月下旬(予定)	

### 14 担当部署

伊仙町役場未来創生課 公共交通係 担当：吉田

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842

TEL：0997-86-3112

E-mail：[isencho@po.synapse.ne.jp](mailto:isencho@po.synapse.ne.jp)

## 別記

## 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
(1) 業務理解度	地域課題及び事業目的を理解し、業務方針が明確であるか。	15
(2) 人材育成・組織形成	地域交通を支える人材育成及び組織形成の提案が具体的かつ実現性が高いか。	25
(3) 公共ライドシェア連携	実証運行との連携方法や活用方策が具体的であるか。	15
(4) データ活用・効果検証	交通データの整理、分析、可視化及び効果検証方法が適切であるか	15
(5) 地域交通自走化	業務終了後の継続体制及びロードマップが明確であるか。	20
(6) 実施体制・業務実績	業務遂行体制及び類似業務実績が十分であるか。	5
(7) 見積書・費用対効果	見積内容が妥当であり費用対効果が期待できるか。	5
合計		100